

ギャンブル等へののめり込みによる借金の場合、安易な肩代わりはやめましょう。

ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。

ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。

ギャンブル等ののめり込みによる借金と思われる場合、ギャンブル問題に詳しい医療・相談機関(全国の保健所・精神保健福祉センター等)に相談の上、借金返済の相談を進めましょう。

本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

全国の保健所・精神保健福祉センター

精神保健福祉センター 検索



<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 03-3555-1725

(NPO)全国ギャンブル依存症家族の会 090-1404-3327

GA(ギャンブラーズ・アノニマス)[当事者] 046-240-7279

ギマノン[家族・友人] 03-6659-4879

依存症の基礎知識や具体的な取組みなどは依存症対策全国センター(NCASA)のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター 検索



<https://www.ncasa-japan.jp/>

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行協会(全国銀行個人信用情報センター)に登録することで、貸金業者などからの新たな借入を自粛する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関(株)日本信用情報機構(JICC)、(株)シー・アイ・シー(CIC)及び全国銀行個人信用情報センター)に、貸付自粛情報が登録されます。

絶対借りません!



お問い合わせ先

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会 検索



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>

全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL (携帯電話から) **03-3214-5020**

全国銀行協会 検索



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>

肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

家計のお悩み

相談してみませんか?



借入れ・ローンの返済などにお困りの方
こちらのリーフレットをご覧ください。

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に手をださないで。

正規の貸金業者とは、国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファク
タリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者に
よる違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブル
に巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会

検 索

[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、毅然とした
態度で、無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあってしまったら一人で
悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、「日本貸
金業協会」、「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などにす
ぐに連絡してください。



お住まいの各市区町村でも相談を受け付けています。

詳しい連絡先は金融庁の
ホームページなどをご覧ください。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務

検 索

一般消費者向け相談窓口

近畿財務局	06-6949-6523 06-6949-6875
和歌山県消費生活センター	073-433-1551
和歌山県消費生活センター紀南支所	0739-24-0999
和歌山県県民相談室 受付:月~金	073-441-2356
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の 連絡先を案内します。	188
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス和歌山	050-3383-5457
和歌山弁護士会夜間無料法律相談センター ※電話で受付・面談による相談(無料)	073-422-5005
和歌山県司法書士会	073-422-0568

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付・面談による相談。 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認ください。	0570-001-240
和歌山県司法書士会	073-422-0568



■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス
事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満
たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務につい
て相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であ
れば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。